

安全保障理事会決議 2428 (2018)

2018年7月13日、安全保障理事会第8310回会合にて採択、

安全保障理事会は、

南スーダンに関する安保理の従前の諸決議および諸声明、とりわけ諸決議 2057 (2012)、2109 (2013)、2132 (2013)、2155 (2014)、2187 (2014)、2206 (2015)、2241 (2015)、2252 (2015)、2271 (2016)、2280 (2016)、2290 (2016)、2302 (2016)、2304 (2016)、2327 (2016)、2353 (2017)、2392 (2017)、2406 (2018) および 2418 (2018) を想起し、

南スーダンの国民を更に貧しくしつつまた不利にしつつ、著しい生命の損失、紛争で引き起こされた食糧危機と飢饉の脅威、400万人以上避難、そして財産の損失を含む、人の大きな苦しみをもたらした国の政治的や軍事的指導者の中の内部の政治的紛争から生じた国民統一暫定政府 (TGNU) と反対派部隊との間の紛争に関して深刻な憂慮と懸念を表明し、

南スーダンにおける和平プロセスを促進する政府間開発機構 (IGAD) 主導のハイレベル再活性化フォーラムの継続的努力を称賛し、ハルツーム宣言と交渉を継続するという当事者の意図に留意し、そして全ての当事者に対し、未解決の問題に関する合意に達するため関与することを促し、

過去と現在進行中の人権違反と侵害並びに国際人道法違反を強く非難し、市民社会、人道要員およびジャーナリストへの嫌がらせおよび彼らを標的とすることを更に非難し、国際人道法違反および人権違反並びに侵害に責任を有する者は、責任を問われなければならないこと、そして TGNU が、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪からその住民を保護する主要な責任を負っていることを強調し、そしてこれに関連して、南スーダン政府に対し、南スーダン混成裁判所の創設のためにアフリカ連合との了解覚書に速やかに署名することを促し、

南スーダンの安定と安全を損なう横領の報告に、そしてこれらの活動が、社会と個人を荒廃させる影響を有し、民主的な機関を弱め、法の支配を損ね、暴力的な紛争を永続させ、違法行為を促進し、人道援助を転換するかまたはその提供を紛糾させ、そして経済市場を損なうことがあり得ることに、深い

懸念を表明し、

国際連合憲章の第7章に基づいて行動して、

1. 敵対行為を終わらせることに南スーダンの指導者が失敗したことに深い懸念を表明しそして南スーダン共和国における紛争の解決に関する2015年8月17日合意(ARCSS)、敵対行為の停止、文民保護および人道的アクセスに関する2017年12月21日合意(ACOH)、および2018年6月27日のハルツーム宣言の継続したまた紛れもない違反を非難する。

2. 南スーダンの指導者が、ARCSS、ACOH、および2018年6月27日のハルツーム宣言を十分にまた直ちに遵守し、そして国際法の関連規定と人道援助に関する国連指導原則に従って、必要としている全ての者に対する人道援助の時宜を得た提供を確実にすることを助けるため十分な、安全なそして妨害のない人道的アクセスを許可することを要求する。

3. 紛争に対する軍事的解決は、ないことをくり返し表明する。

武器禁輸

4. 2019年5月31日まで、全ての加盟国は、自らの領域からのまたは自らの領域を通った若しくは自国民あるいは自国の旗を掲げた船舶または航空機を使うことによる、武器と兵器および弾薬、軍用車両と装備、準軍事装備と前述のもののための予備部品を含む、あらゆる型の関連物資の南スーダン領域への直接のまたは間接の供給、販売または譲渡を、そして軍事活動に関連する技術援助、訓練、財政的またはその他の援助若しくは何らかの武器および自らの領域に始まるか否かに関わらず、武装した報酬目当ての要員を含む、関連物資の提供、維持または使用を防止するため必要な措置を直ちに講じるものとすることを決定する。

5. この決議の第4項で課された措置は、以下の供給、販売または譲渡に適用されるものではないことを決定する。

(a) 国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS) および国際連合アビエイ暫定治安部隊

(UNISFA) を含む、国連要員による支援または使用のために専ら意図された、武器および関連物資、並びに訓練および援助。

(b) 委員会に事前に通告された、人道的または保護的使用が専ら意図された非殺傷用軍事装備および関連する技術援助または訓練。

(c) 自らの個人的使用のためだけに、国連要員、メディアの代表および人道並びに開発職員および関連要員により南スーダンに一時的に輸出された防弾チョッキと軍用ヘルメットを含む、防護服。

(d) 委員会に通知された、国際法に従って、自国民および南スーダンにおいて領事の責任を有している者の保護または避難を促進するためだけのまた直接の行動を取っている国の部隊により南スーダンに一時的に輸出された武器および関連物資。

(e) 委員会に事前に通知された、地域的な LRA 対策作戦のみを目的とするアフリカ連合地域タスク・フォースに対するまたは支援する武器および関連物資、並びに技術訓練および援助。

(f) 委員会により事前に承認された場合、和平協定の条項の実施を支援するだけの、武器および関連物資、並びに技術訓練および援助。

(g) 委員会により事前に承認された場合、武器および関連物資のその他の販売または供給、若しくは援助または要員の提供。

6. 上記第5項に従った免除の通知または要請が、使用の目的、末端使用者、送られることになる装備の技術的仕様書および数量並びに、適当な場合、供給者、納期予定日、輸送の方法および輸送日程表を含む、あらゆる関連情報を含むことの重要性を強調する。

検査

7. 本決議に違反した武器の輸送は、あえて紛争をあおることや更なる不安定に貢献することをやることを強調し、そして全ての加盟国に対し、自らの領域内のそのような輸送を特定しそして防止する

ための緊急の行動を取ることを強く促す。

8. 全ての加盟国、とりわけ南スーダンの近隣国家に対し、関係国が、本決議の第5項で供給、販売または譲渡が禁止された品目を貨物が含んでいることを信じる合理的な理由を提供している情報を持っている場合、これらの条項の厳格な実施を確保する目的のために、自らの国内権限および法令に従ってまた国際法、とりわけ海洋法と関連する国際民間航空協定に適合して、海港および空港を含む、自国領域において南スーダンへのあらゆる貨物を検査することを求める。

9. 全ての加盟国が、本決議の第4項で供給、販売または譲渡が禁止された品目の発見に基づいて、そのような品目について押収しそして（破壊、作動不能にすること、保管または処分のため出発国または目的地国以外の国家へ移送することを通して）処分する権限を有することを決定しそして全ての加盟国がそのようにするものとするを決定し、そして全ての加盟国が、そのような取組に協力するものとするを更に決定する。

10. あらゆる加盟国に対し、本決議の第8項に従って検査に着手した場合、委員会に対し、とりわけ、検査の理由の説明、当該検査の結果、そして協力が提供されたか否か、を含んでいる最初の書面による報告書を提出することを要求し、そして供給、販売または譲渡が禁止されている品目が発見された場合、そのような加盟国に対し、検査、押収および廃棄に関連する詳細並びにこの情報が最初の報告書にない場合には、品目の記述、その出発地および目的地を含む、譲渡の関連する詳細を含んでいるあとに続く書面による報告書を30日以内に委員会に提出することを更に要求する。

対象を特定した制裁

11. 南スーダンにおける包括的で持続可能な平和の追求を支援するために対象を特定した制裁を科す安保理の意思を強調する。

12. 決議 2206 の第9項と12項により課された渡航および金融措置を2019年5月31日まで更新することを決定し、そして決議 2206 (2015) の第10、11、13、14および15項の規定を再確認する。

13. 決議 2206 (2015) の第9項の規定が個人に適用されること、そして決議 2206 (2015) の第

12 項の規定が、決議 2206 (2015) の第 16 項に従って設立された委員会（以下「同委員会」）により、南スーダンの平和、安全および安定を脅かす行動または政策に、直接的にまたは間接的に、責任を有するかまたは共謀して、もしくは関与してきたとして、そのような措置のために指定された個人および団体に適用されることを再確認する。

14. 上記第 13 項に記述された当該行動または政策は、以下のものを含むことができるが、それらに限定されないことを強調する。

(a) 南スーダン共和国における衝突の解決に関する合意文書（以下「同合意文書」）の違反を含む、南スーダンにおける紛争の拡大または延長の若しくは和解または和平交渉若しくは和平プロセスの妨害の目的または効果を有する行動または政策。

(b) 同合意文書の第 4 章を含む、南スーダンにおける移行合意を脅かすかまたは政治過程を損なう行動または政策。

(c) 南スーダンにおいて、適用可能な国際人権法または国際人道法に違反する行為、または人権侵害を構成する行為の計画、指示または実行。

(d) 暴力行為（殺害、傷害または拷問を含む）、拉致、強制失踪、強制移送、または学校、病院、信仰の場所、若しくは、文民が保護を求めている場所への攻撃の計画、指示または実行を通して、若しくは人権の重大な侵害または違反あるいは国際人道法の違反を構成する行為を通して、女性と子どもを含む、文民を標的とすること。

(e) 南スーダンにおいて性的およびジェンダーに基づく暴力に関与している行為の計画、指示または実行。

(f) 南スーダンにおける武力紛争の状況において武装集団または軍隊による子どもの使用または勧誘。

(g) 停戦および暫定治安取極監視メカニズムを含む、南スーダンにおける国際的な平和維持、外交

または人道ミッションの活動の、若しくは人道援助の提供または分配、あるいは人道援助へのアクセスの、妨害。

(h) 国際連合派遣団、国際的な治安駐留、またはその他の平和維持活動若しくは人道要員に対する攻撃。

(i) 同委員会により指定された個人または団体のために若しくは代わって、直接的にまたは間接的に行動すること。

(j) 天然資源の違法な開発または貿易を通して、南スーダンを不安定にする活動への武装集団または犯罪ネットワークによる関与。

15. 南スーダンの平和、安全および安定に対して危険を与える公的資源の横領や流用の報告に懸念を表明し、南スーダンの平和、安全および安定に対して危険を与える TGNU が関与している財政上の不正の報告に重大な懸念を表明し、そしてこれに関連して、南スーダンにおける紛争の拡大または延長の目的または効果を有する行動または政策に関与した個人は、渡航および金融措置のために一覧表に掲載される可能性があることを強調する。

16. 決議 2206 (2015) の第 9 項と 12 項の規定は、同委員会により当該措置のために指定された者として上記第 13 項と 14 項に記述された活動のいずれかに従事してきたかまたはその構成員が従事してきた、何らかの南スーダン政府、反対派、民兵またはその他の集団を含む、何らかの団体の指導者である個人に適用されることを再確認する。

17. 決議 2206 (2015) の第 9 項と 12 項に特定された措置は、この決議の添付文書 I に特定された個人に適用されるものとすることを決定する。

制裁委員会/専門家パネル

18. この決議における措置の完全実施を確保するため、関係する加盟国、国際的なまた地域的なそして準地域的な機構、並びに必要な場合には UNMISS、とりわけ近隣および地域的な国家との、定期

的な協議を開催することの重要性を強調し、そしてこれに関連して、同委員会に対し、委員長およびまたは委員会委員による選抜された諸国への訪問を、適切な場合と時に、審議することを奨励する。

19. 決議 2206 (2015) の第 18 項およびこの項において定められた専門家パネルの職務権限を 2019 年 7 月 1 日まで延長することを決定し、遅くとも 2019 年 5 月 31 日までに職務権限を再検討しそして更なる延長に関して適切な行動を取る安保理の意図を表明し、またパネルは、以下の任務を実行すべしであることを決定する。

(a) 上記第 13、14 および 15 項において記述された活動に関与した可能性がある個人や団体の指定の可能性に関連する情報を同委員会に提供することを通じたものを含めて、この決議において特定されたその職務権限を実行することにおいて同委員会を支援する。

(b) 下記第 26 項において示された達成条件に特に焦点を当てて、この決議において決定された措置の実施、とりわけ不遵守の出来事に関する情報を集め、調査しそして分析する。

(c) 同合意の実施を損なっているかまたは適用可能な場合、国際人権法または国際人道法に違反する行為に参加している個人や団体に対する、そのような活動の資金調達様式を含む、武器および関連物資並びに関連した軍事またはその他の援助の供給、販売または譲渡並びに違法な取引ネットワークを通じたこれらの品目の調達に関する情報を集め、調査しそして分析する。

(d) 南スーダンにおける天然資源の違法な開発または貿易に従事している武装集団または犯罪ネットワークに関する情報を集め、調査しそして分析する。

(e) 同委員会との議論の後に、2018 年 12 月 1 日までに中間報告書を、2019 年 5 月 1 日までに最終報告書を、そしてこれらの報告書が当然与えられるべきである月以外は、各月に最新情報を安保理に提供する。

(f) 一覧表掲載のための理由の公に利用可能な物語の概要のための特定している情報と追加情報の提供を通じたものを含めて、この決議により課された措置の対象である個人および団体の一覧表に関する情報を改良しそして最新のものにするに於いて同委員会を支援する。

20. 専門家パネルに対し、決議 2242 (2015) の第 6 項に沿って、必要なジェンダーの専門知識を含めることを要請し、そして同パネルに対し、その調査と報告を通じた分野横断的問題としてジェンダーを統合することを奨励する。

21. 全ての当事者および全ての加盟国、特に南スーダンの近隣の国、並びに国際的な、地域的なそして準地域的な機構に対し、南スーダンから金融、財産および事業ネットワークへの富の違法な移転に関する何らかの情報を提供することによるものを含めて、専門家パネルとの協力を確実にすることを求め、そして関係する全ての加盟国に対し、専門家パネルの構成員の安全と特に専門家パネルがその職務権限を執行するために人、文書および場所への妨害のないアクセスを確保することを、更に促す。

22. 子どもと武力紛争担当事務総長特別代表と紛争下の性的暴力担当特別代表に対し、決議 1960 (2010) の第 7 項および決議 1998 (2011) の第 9 項に従って、同委員会と関連する情報を共有することを要請し、そして人権高等弁務官に対し、適切な場合には、同委員会と関連する情報を共有することを招請する。

UNMISS の役割

23. 決議 2406 (2018) に示された国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS) の職務権限、とりわけ人権の侵害と違反並びに国際人道法の違反に関する監視、調査、検証および報告に関する第 7 項(c)を想起する。

24. UNMISS と専門家パネルとの間の時宜を得た情報交換を奨励し、そして UNMISS に対し、その職務権限と能力の範囲内で同委員会と専門家パネルを支援することを要請する。

再検討

25. この決議の採択から 90 日の間隔でまたは必要な場合には、それよりも頻繁に、状況を監視しそして再検討する安保理の意図を表明し、そして合同監視評価委員会 (JMEC) に対し、同合意文書の当事者の実施のその評価、ARCSS、ACOH および 2018 年 6 月 27 日のハルツーム宣言に対する遵守、

および妨害のないまた安全な人道的アクセスの促進について、適切な場合には、安保理と関連情報を共有することを招請し、南スーダンの平和、安全または安定を脅かす行動または政策に対して責任を有する上位の個人の指定を含む可能性のある、状況に対して対応するため適切である可能性のある何らかの制裁を科し続ける安保理の意図をまた表明する。

26. 平和、責任および和解過程において達成された進展に照らして、また停戦を含む、当事者の公約の実施、およびこの決議やその他の適用可能な決議の遵守に照らして、何時でも必要な場合には、追加措置を通して強化すること並びに措置の修正、停止または解除によるものを含めて、この決議に含まれた措置を調整するために安保理が準備されていることをまた確認する。

27. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

添付文書 I

渡航禁止/資産凍結（個人）

1. 氏名：マレク・ルーベン・リアク・レング

肩書：中将、称号：(a) 兵站担当参謀副長、(b) 参謀副長兼陸軍監察總監、生年月日：1960年1月1日、出生地：南スーダン、イエイ、確定可能な別名：マレク・ルーベン、確定に十分でない別名：不明、国籍：南スーダン、旅券番号：不明、身分登録番号：不明、住所：不明、その他の情報：SPLAの兵站担当参謀副長として、リアクは、広範な破壊と大規模な住民避難を引き起こした2015年のユニティ州での攻撃を計画しそして監督した南スーダン政府の高官の一人であった。

一覧表掲載理由

マレク・ルーベン・リアクは、「南スーダンの平和、安全または安定を脅かす行動または政策」、「南スーダンにおける紛争の拡大または延長の目的若しくは効果をもった行動または政策」のために、また「第6項と7項に記述された活動のいずれかに従事してきたかまたはその構成員が従事してきた、何らかの南スーダン政府、反対派、民兵またはその他の集団を含む、何らかの団体の」指導者として、そしてこの決議の第14項(e)に従って「南スーダンにおける性的およびジェンダーに基づく暴力に関与している行為の計画、指示または実行」のために、決議2418(2018)で再確認された、決議2206(2015)の第6項、7項(a)、および8項に従って一覧表に掲載されている。

追加情報

2016年1月の南スーダンに関する専門家パネルによる報告書(S/2016/70)によれば、リアクは、2015年1月に始まるSPLM-IOに対するユニティ州攻撃を計画し、そして2015年4月後半以後からその遂行を監督した安全保障担当高官グループの一人であった。南スーダン政府は、攻撃にブル・ヌエルの若者の参加を促進するため、2015年初めにブル・ヌエルの若者を武装することを始めた。多くのブル・ヌエルの若者は、AK様式の自動小銃を持っていたが、弾薬は彼らの作戦を持続することにきわどかった。専門家パネルは、弾薬が、攻撃のために明確に、SPLAの本部により若者集団に供給されたという、軍事筋からの証言を含む、証拠を報告した。リアクは、当時SPLA

の兵站担当参謀副長であった。攻撃は、村と社会資本の組織的破壊、現地住民の強制移送、文民の無差別殺害と拷問、高齢者と子どもに対するものを含む、性的暴力の広範な使用、兵士としての子どもの拉致と勧誘、および大規模な住民避難をもたらした。同州の南部および中部の大部分の破壊に続いて、多数のメディアおよび人道組織、並びに国際連合南スーダンミッション（UNMISS）が行われた虐待の規模について報告書を発表した。

2. 氏名：ポール・マロン・アワン

肩書：将軍、称号：(a) 元スーダン人民解放軍（SPLA）参謀総長、(b) 元北バハル・エル・ガザル州知事、**生年月日：**(a) 1962年、(b) 1960年12月4日、(c) 1960年4月12日、**出生地：**南スーダン、マルアルコン、**確定可能な別名：**(a) ポール・マロン・アワン・アネイ、(b) ポール・マロン、(c) ボル・マロン、**確定に十分でない別名：**不明、**国籍：**(a) 南スーダン、(b) ウガンダ、**旅券番号：**(a) 南スーダン S00004370、(b) 南スーダン D00001369、(c) スーダン 003606、(d) スーダン 00606、(e) スーダン B002606、**身分登録番号：**不明、**住所：**不明、**その他の情報：**SPLAの参謀総長として、マロンは、敵対行為停止合意および2015年の南スーダン衝突解決合意（ARCSS）違反を通じ、南スーダンにおける紛争を拡大または延長した。彼は、反政府側指導者リエク・マーシャルを殺害する取組を指示したとされる。彼は、人道物資の輸送を妨げるようSPLAの部隊に命令した。マロンの指導の下で、SPLAは、文民、学校および病院を攻撃し、文民の避難を強要し、強制失踪を実施し、文民を恣意的に拘留し、拷問とレイプの行為を実施した。彼は、子ども兵士を使用するディンカ族民兵マシアン・エニョアを動員した。彼の指導の下で、SPLAは、UNMISS、合同監視評価委員会（JMEC）およびCTSAMMが虐待を調査しそして文書に詳細に記録するために現地にアクセスすることを制限した。

一覧表掲載理由

ポール・マロン・アワンは、「南スーダンの平和、安全または安定を脅かす行動または政策」、「南スーダンにおける紛争の拡大または延長若しくは敵対行為の停止合意の違反を含む、国民和解または和平会談若しくはプロセスの妨害の目的あるいは効果をもった行動または政策」、「暫定合意を脅かすかまたは南スーダンにおける政治過程を損なうか」、「暴力行為（殺害、傷害、拷問、またはレイプ若しくはその他の性的暴力を含む）、拉致、強制失踪、強制移送、または学校、病院、信仰の場所、若しくは、文民が保護を求めている場所への攻撃を犯すことを通して、若しくは人権の重大

な侵害または違反若しくは国際人道法の違反を構成する行為を通して、女性と子どもを含む、文民を標的とすること」、「南スーダンにおいて適用可能な国際人権法または国際人道法に違反する行為、若しくは人権侵害を構成する行為の、計画、指示または実行」、「南スーダンにおける武力紛争の状況において武装集団または軍隊による子どもの使用または勧誘」、「IGAD の監視検証メカニズムを含む、南スーダンにおける国際的な平和維持、外交または人道ミッションの活動の、若しくは人道援助の提供または分配、あるいは人道援助へのアクセスの妨害のために、また「第6項と7項に記載された活動のいずれかに従事してきたかまたはその構成員が従事してきた、何らかの南スーダン政府、反対派、民兵またはその他の集団を含む、何らかの団体の」指導者として、決議 2418 (2018) で再確認された、決議 2206 (2015) の第6項、7項(a)、7項(b)、7項(c)、7項(d)、7項(f)、および8項に従って一覧表に掲載されている。

追加情報

マロンは、2014年4月23日から2017年5月まで SPLA の参謀総長として勤務した。参謀総長としての彼の前地位において、彼は、敵対行為停止合意の違反および南スーダンにおける紛争の解決に関する 2015 年合意(ARCSS)の違反、を通して南スーダンにおける紛争を拡大および延長した。2016 年8月上旬時点で、マロンは、南スーダンの反政府側指導者リエック・マチャルを殺害する取組を指示したとされる。マロンは、故意に大統領サルバ・キールの命令を取り消して、2016 年7月10日に、マチャルの住居とスーダン人民解放運動反対派 (SPLM-IO) の「ジェベル」基地の急襲を戦車、武装ヘリコプターおよび歩兵に命じた。マロンは、マチャルを奪うため SPLA 本部からの取組を個人的に監督した。2016 年8月上旬時点で、マロンは、マチャルがいると思われる場所を攻撃することを SPLA に欲しそしてマチャルは生け捕りされるのではないことを SPLA の司令官に伝えた。加えて、2016 年初め、情報は、マロンが SPLA 部隊に対し、何十万の文民が、飢餓に直面し、食糧援助が文民から民兵集団に転用されることを主張している、ナイル川を越えた人道物資の輸送を妨害することを命じたことを示している。マロンの命令の結果として、食糧援助は、少なくとも二週間の間、ナイル川を越えることを妨害された。

SPLA の参謀総長としての彼の在職期間を通して、マロンは、文民への攻撃、強制移送、強制失踪、恣意的な拘留、拷問およびレイプを含む、重大な侵害の SPLA とその同盟軍の犯行について責任を有してきている。マロンの指導の下、SPLA は、一般住民に対して向けられた攻撃を始めそして武

装していないまた逃げている文民を意図的に殺した。イエイ地区だけで、国連は、2016年7月から2017年1月までの間に SPLA とその同盟部隊による文民 114 名の殺害を証拠資料で証明した。SPLA は、学校と病院を意図的に攻撃した。2017年4月、マロンは、ワーウ周辺地区からの文民を含む、全ての人々を取り除くことを SPLA に命じたと言われている。マロンは、SPLA 部隊による文民の殺害と反徒を匿うことが疑われている人は、合法的な標的であると考えられたことをやめさせようとしなかったと言われている。

2014年10月15日の南スーダンに関するアフリカ連合調査委員会報告書によれば、マロンは、停戦暫定治安メカニズム（CTSAMM）が少年兵の使用を証拠資料で証明した、マシアン・エニョア・ディンカ族民兵の大規模動員に責任を有している。

SPLA のマロンの指導の下で、政府軍は、国際連合南スーダンミッション（UNMISS）、合同監視評価委員会（JMEC）および CTSAMM のアクセスを、それらが虐待を調査し文書として記録しようとした時、定期的に制限した。例えば、2017年4月5日、国連と CTSAMM の合同パトロールは、バジョクにアクセスすることを試みたが SPLA 兵士により引き返させられた。